売買契約書

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所（以下「甲」という。）と、○○○（以下「乙」という。）は、以下に定めるとおり、売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　乙は、「定期刊行物等」（以下「本件商品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買い受ける。

２　本件商品の名称、種別、数量等の内容は、別紙１「仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

３　本契約の契約期間は、２０２７年４月１日から２０２８年６月３０日とする。

４　乙は、仕様書記載の納期までに、本件商品を納品のうえ、検査に合格しなければならない。

５　本契約の契約金額は仕様書の別表（別紙２）「明細書」（以下「明細書」という。）に定めるとおり、○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税○○○,○○○円を含む。）とし、一括前払いとする。

６　本契約における目的、定義、要件、その他の詳細については、別途仕様書に定めるものとする。ただし、本契約と仕様書等との間に矛盾、不一致が存在する場合には、その限度において本契約の規定が優先するものとする。

（本契約の履行）

第２条　乙は、本契約の履行に際し、甲の指示及び本契約上の乙の義務を遵守しなければならない。

２　乙は、甲の求めがあったときは、その都度、本契約の履行状況を甲に報告しなければならない。

（再委託等）

第３条　乙は、本契約上の義務を遂行するに際し、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

（譲渡禁止）

第４条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承認を得ずに、第三者に譲渡、売却、入質、担保設定又は他の方法で移転させてはならない。

（仕様等の変更）

第５条　甲は、必要があると認めるときは、仕様の変更又は第１条記載の内容を変更することができる。この変更の内容及びその他の措置については、甲が書面によりこれを決するものとする。

（納品）

第６条　乙は、仕様書に定めるとおり、本件商品を、第１条第４項に定める納期までに、甲が別途仕様書にて指定する納品場所へ納品のうえ第７条に従い検査に合格しなければならない。

２　乙は、前項の納品に際し、甲に対し、納品書又はこれに代わる書面を交付しなければならない。

３　乙は第１条第４項に定める納期に所定の数量の全部又は一部を納品のうえ検査を完了できない事情が生じたとき又はそのおそれのあるときは、直ちにその理由及び納品予定時期等を甲に申し出、甲の指示に従わなければならない。

４　前項により甲が損害を被ったときは、甲は、乙に対し、その被った損害の賠償を請求できる。

５　未着欠号が発生した場合、乙は直ちに当該商品を補填しなければならない。

（検査）

第７条　甲は、前条第１項に基づく本件商品の納品及び同第２項に基づく納品書等の交付があった場合、本件商品の受入検査を行う。

２　前項の検査の結果、本件商品の全部又は一部が契約内容、仕様書又は甲の必要とする品質及び性能に適合していないと甲が判断するときには、乙は、甲の指定する期限までに、乙の費用負担において、甲の指示に従い、代替品の納入、本件商品の修補等の本契約の履行追完、契約金額減額(履行追完請求の有無を問わない。)、その他、必要な措置をとらなければならない。この場合において、乙のとった措置については、前項及び第６条第１項及び第２項の例による。

３　前項により甲が新たに納期を設定する場合には、第１条第３項記載の契約期間内に納期を設定するものとする。ただし、甲が書面又は電磁的方法により納期を延期する旨を乙に通知したときは、上記契約期間終了後であっても、当該通知に定める日をもって納期とする。

４　甲は、本条の検査に合格した時点で、乙から本件商品の引き渡しを受けるものとする。

（報告義務）

第８条　乙は、仕様書に定めるとおり、本件商品の最終的な未着欠号の確定状況につき、契約期間終了日までに、甲に対し書面にて報告しなければならない。

２　休廃刊となった場合及び誌名、刊行回数、価格等に変更が生じた場合、乙は、

関係書類に基づき速やかに甲に書面で報告しなければならない。

３　未着欠号が発生した場合、あるいは甲から未着欠号の照会があった場合には、乙は出版元への督促及び確認状況を甲に書面で報告しなければならない。

（契約金の請求、支払い、精算）

第９条　本契約締結後、甲は乙から明細書に基づく適正なる支払請求書を受領した日から４０日以内に、その支払請求書を精査したうえ、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

２　甲及び乙は、前条第１項の報告及び第７条の検査の結果に基づき、契約金額の精算を行い、明細書に則り適正な総額を算出するものとする。その額が契約金額に達しない場合には、甲が請求書により差額相当額を乙から徴収するものとする。

３　甲が履行遅滞に至った場合の遅延損害金は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務省告示に定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により算定されるものとする。

（危険負担）

第１０条　本件商品の代金が支払われるまでの間に、甲に帰責事由なく、本件商品が滅失、毀損、変質した場合、これによる損害は乙が負担するものとする。

（品質保証）

第１１条　乙は、本件商品について、契約内容、仕様書記載の条件に合致しており、かつ、甲の必要とする品質及び性能を有していることを保証する。

２　乙は、本件商品の品質を保証するために、本件商品の品質管理基準、自主検査方法等を整備したうえ、これに基づき責任をもって品質管理、自主検査等を行うものとし、かつ、甲が必要と認めるときは、乙の事業所等への立入り検査に応じるものとする。

３　甲は、必要と認めるときは、乙に本件商品の品質を保証する書面を求めることができるものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し、契約金額、その他、一切の請求をすることができない。

一　正当な理由なく、本契約の履行に着手しないとき。

二　正当な理由なく、納期までに本件商品の納品が困難であると明らかに認められるとき、又は納期までにこれを納品しなかったとき。

三　第３条、第４条、第６条、第７条第２項、第８条、第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第１５条第１項、第１６条ないし第１８条並びに第１９条但書きに違反したとき。

四　正当な理由なく、本契約の解除又は中途解約を申し出たとき。

五　本契約との関係の有無にかかわらず、また、本契約を締結する前後にかかわらず、乙又はその役員・従業員が違法な行為、又は、違法ではないが不正な行為を行った場合、又は、行った疑いが明らかとなったとき。

六　甲に対する背信行為があったとき。

七　前各号によるほか、本契約又は甲の指示に違反し、催告後相当の期間を経過しても違反状態が是正されないとき。

八　本契約の履行に際し、乙のリソース不足、スキル不足等の事由で、本契約の履行ができないと甲が判断したとき。

九　本契約の履行内容が契約内容、仕様書又は甲の必要とする水準に適合していないと甲が判断したとき。

十　支払停止、支払不能に陥ったとき。

十一　自ら振り出し若しくは裏書した手形、小切手の不渡りを１回でも出したとき。

十二　差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

十三　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は為したとき。

十四　その他、信用状態が悪化したとき。

十五　株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合。

十六　解散又は事業の全部若しくは重要な部分の譲渡決議をしたとき。

十七　事業を廃止したとき。

十八　監督官庁から事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けたとき。

十九　本契約の継続が困難となる一切の事由が生じたと甲が判断したとき。

２　甲は、甲の２０２７年度の予算措置が承認されないとき、本契約を解除することができる。この場合において、乙は未履行の納品物に関する受領済み契約金を、明細書に基づき甲に返還するものとする。

３　乙は、第 1 項に基づき本契約を解除された場合には、受領済みの契約金を甲が定める期限までに返還するものとする。

４　第１項に基づく解除権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げないものとする。

（違約金）

第１３条　乙は、前条第１項第一号ないし第七号に該当する場合、又は、前条第１項第八号ないし第十九号に該当のうえ本契約を解除された場合には、本契約の全期間を通じて乙が現実に受領する契約金額（乙が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量≪予定数量が存在しない場合には、甲が仕様書、明細書、入札時交付資料等において目安として呈示した数量をいう。本契約において、以下、同じ。≫を基礎として算定する金額をいう。）の１００分の１０に相当する額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲に対し支払うものとする。

（延滞金）

第１４条　乙は、正当な理由なく、本件商品について納期までに第７条の検査に合格できないときは、その納期の翌日から該当検査を完了した日までの期間に対し、延滞日数１日につき、本契約の全期間を通じて乙が現実に受領する契約金額（乙が現実に受領する金額が確定できない場合には、乙が受領する予定の金額をいう。）の１０００分の１に相当する額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、延滞金として甲に対し支払うものとする。

（保証責任）

第１５条　甲は、第１１条の保証に本件商品が合致しないと判断する場合には、第７条の検査合格後においても、乙に対し、保証責任を請求することができ、この場合、乙は、甲の指定する期限までに、乙の費用負担において、甲の指示に従い、代替品の供給、当該履行内容の補修等の本契約の履行追完、契約金額減額（履行追完請求の有無を問わない。）、又はこれらに代えて若しくはこれらとともに甲に生じた損害を賠償する責めを負うものとする。

２　前項の請求をすることができる期間は、前項の事実発生を甲が知った時から１年とする。

（製造物責任）

第１６条　乙は、本件商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちにこれを甲に通知するものとする。

２　甲が、第三者から、本件商品の欠陥に起因して損害を被ったとして、何らかの訴え、異議、請求等の紛争を提起された場合、乙は、本件商品の事故原因の解明にあたるとともに、甲の指示がある場合には当該指示に従ったうえ、甲に何らの迷惑をかけず、乙の責任と費用負担によりこれを解決し、第三者に対しそ

の損害を賠償しなければならない。

３　甲は、前項の紛争について、一切、その責任を負わないものとし、万一、甲が、第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、乙は、甲に対し、第１７条に基づく損害賠償金に付加して、当該金員を支払うものとする。

（損害賠償）

第１７条　乙は、本契約に違反して甲に損害を与えたときは、第１３条ないし前条の規定に加えて、甲に対しその被った一切の損害（直接の損害額に加え、甲が不良品を選別、返還、廃棄し、乙に代わって代替品を調達し、又は本件商品を修補するために要した費用《甲の従業員又は甲が指定する第三者の人件費、実費、その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの契約金額等を含むが、これに限られない。）を賠償する責を負う。

（第三者の権利侵害）

第１８条　乙は、本件商品が第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

２　本件商品が、第三者の権利を侵害するものであるとして、第三者から何らかの訴え、異議、請求等の紛争が提起された場合、乙は、直ちにこれを甲に通知するものとする。

３　前項の紛争について、乙は、甲の指示がある場合には当該指示に従ったうえ、甲に何らの迷惑をかけず、乙の責任と費用負担によりこれを解決し、第三者に対しその損害を賠償しなければならない。

４　甲は、第２項の紛争について、一切、その責任を負わないものとし、万一、甲が、第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、乙は、甲に対し、前条に基づく損害賠償金に付加して、当該金員を支払うものとする。

（権利帰属）

第１９条　乙の本契約上の義務履行は、原則として、本件商品に関する著作権その他一切の知的財産権の帰属に影響を与えるものではない。ただし、乙は、甲の指示又は仕様書に、甲が既に保有する著作権その他の知的財産権又は甲による発明、発見、創作、考案、情報等（以下「本創作物」という。）が含まれる場合には、甲が既に保有する著作権その他知的財産権に加え、本創作物及びこれらに基づき製作、製造された本件商品に関する著作権その他の一切の知的財産権は、原始的に甲に帰属し又は乙から甲に直ちに移転されることに同意し、かつ、乙は著作者人格権等を行使しないものとする。

（契約の公表）

第２０条　乙は、本契約における乙の商号又は名称、住所、契約名称、契約金額及び契約締結日につき公表されることに同意するものとする。

２　甲において役員を経験した者が乙に再就職している、又は甲において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として乙に再就職している場合で、かつ、甲との間の取引高が総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めている場合には、乙は、前項に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項につき公表されることに同意するものとする。

一　再就職者の人数、職名及び甲における最終職名

二　甲との間の取引高

三　総売上高又は事業収入に占める甲との間の取引高の割合

四　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（残存条項）

第２１条　本契約第１条第６項、第２条第２項、第４条、第７条第２項及び第３項、第１３条ないし第１９条、第２３条の規定は、本契約期間終了後も、なお有効に存続するものとする。

（協議事項）

第２２条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については甲乙協議のうえ解決する。

（紛争の処理）

第２３条　本契約及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠する。

２　前条の協議によってもなお本契約及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第１審の専属的合意管轄とする。

（特記事項）

第２４条　乙は、以下の事項については、別紙３（特記事項）において記載する内容を遵守するものとする。

一　秘密保持に関する事項

二　個人情報に関する事項

三　談合等の不正行為に関する事項

四　反社会的勢力の排除に関する事項

２　甲は、法令、ガイドライン又は通達に改正又は追加があった場合には、乙への書面又は電磁的方法による通知又はウェブサイトに掲載する方法をもって、特

記事項を任意に変更又は追加することができる。

上記契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

２０２６年　　月　　日

甲　千葉県千葉市美浜区若葉三丁目２番２号
独立行政法人日本貿易振興機構
アジア経済研究所
総括審議役　原　宏

乙

別紙１

仕　様　書

別紙２

明　細　書

発 注 先	購読料　合計	内　訳				
		税込金額 (①＋②＋③)		税抜価格 ①	消費税 ②	特定課税 対象③
JETRO書店	¥146,980	8%	102,980	95,352	7,628	ー
		10%	44,000	40,000	4,000	

※　消費税計算は、合計の税抜価格に対して消費税率を掛け、小数点以下を切捨てにしています。

No.	タイトル	刊行地	種別 (購読形態)	日本国内税率		刊行頻度	購読期間	税抜価格	発注先
				8%	10%				
1	JP*******	日本	紙	○	ー	週２回	2027年4月～ 2028年3月	95,352	JETRO書店
5	○○○	ABC	紙	ー	○	週間	2027年4月～ 2028年3月	10,000	JETRO書店
10	△△△	XYZ	紙	ー	○	月間	2027年4月～ 2028年3月	10,000	JETRO書店
30	□□□	AAA	紙	ー	○	隔週	2027年4月～ 2028年3月	10,000	JETRO書店
45	○△□	BBB	紙	ー	○	週間	2027年4月～ 2028年3月	10,000	JETRO書店

別紙３（特記事項）

１　秘密保持に関する事項

（秘密情報の定義）

第１条　本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法の如何を問わず、甲から乙に対し開示される、甲の営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報をいう。秘密情報には、次の情報を含むが、これに限らない。

一　本契約の履行に関し、甲と乙との間の話合いの中で開示された情報

二　本契約の履行に関する個人情報

三　その他本契約の履行に関し、甲から乙に対し開示される一切の情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号の一に掲げるものは秘密情報に該当しない。ただし、当該情報が第６条に定める個人情報に該当する場合は、本項の定めにかかわらず秘密情報として取り扱うものとする。

一　乙が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

二　乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三　本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

（秘密保持義務）

第２条　乙は、事前に甲から書面又は電磁的方法による承諾を得た場合以外は、秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩しないものとする。また、乙は、秘密情報を厳重に保管、管理し、秘密情報を保護するために、合理的な予防措置を実施するものとする。

（使用目的）

第３条　乙は、本契約により開示される秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の履行目的のためにのみ使用し、本契約の履行の目的以外（本契約の履行上必要な限度を超えた知得、本契約の履行上必要のない積極的知得を含む。）には一切使用しない。

（開示の範囲）

第４条　乙は、甲から開示された秘密情報を、その所属者であり、本契約を履行させる者（以下「実施者」という。）のみに対し、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。なお、この場合、乙は、実施者に対して本契約による乙と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、実施者に義務違反があった場合には、甲が

被った損害を賠償する義務を実施者と連帯して負うものとする。

（秘密情報の複写の禁止及び返還）

第５条　乙は、秘密情報を記載又は記録した文書、図面その他の書類又は磁気的若しくは光学的に記録された媒体を本契約の履行目的に必要な限度を超えて複製又は複写しないものとする。

２　乙は、本契約の履行が完了したとき、中止若しくは中断されたとき、又は甲から要請があったときは、秘密情報を含む一切の媒体物（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む。）を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い当該媒体物又は秘密情報が含まれているサーバ、ＰＣ、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等のメモリ、ハードディスク又はその他の記録媒体に記憶されている秘密情報については、速やかにこれを消去その他の方法で廃棄するものとする。この場合、乙は、甲に対し速やかに廃棄の結果を甲が別途指定する様式の書面により報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第６条　秘密情報のうち、「個人情報に関する事項」（以下「特記事項２」という。）に定める個人情報に該当する場合は、本特記事項のほか、特記事項２の定めを併せ遵守し、厳格な管理を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第７条　乙は、甲に対し、秘密情報の管理体制、実施体制、及び秘密情報の管理の状況の検査に関する事項等、契約内容の遵守状況を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。

２　甲は、委託する秘密情報の秘匿性等その内容及び量等に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立入り、秘密情報の管理体制、実施体制、及び秘密情報の管理の状況等、秘密情報の取扱い状況を、原則として実地検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。

３　甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における秘密情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。

４　甲は、乙による履行を確保するため、秘密情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（事故発生時における報告義務）

第８条　乙は、乙、第２条に定める第三者、又は第４条に定める実施者が秘密情報を開

示、漏洩するなど本契約に違反し、又は違反するおそれが生じたと認識した場合、直ちに甲に対してその事実を報告しなければならない。

２　前項の場合において、乙は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに実施し、甲に対して実施した措置の内容、再発防止策、その他甲が必要と認める事項を報告しなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のＬＡＮケーブルを抜くなど、被害拡大防止のために直ちに行いうる措置などについては、直ちに行う（実施者に行わせるものを含む。）ものとする。

３　乙は、第１項の行為に起因して第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示を受けたときは、速やかにその内容を甲に報告し、かつ、甲が承認した方法により、乙の費用と責任においてこれを解決しなければならない。

４　第１項の行為に起因して甲が第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示（以下「紛争」という。）を受けたときは、乙は紛争を解決するために甲が必要と認める協力支援その他の措置を実施するものとする。なお、乙は甲に対して、紛争により甲の支払った損害賠償金及び甲に生じた紛争対応のための費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用を含むが、これに限られない。）を賠償する責を負うものとする。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙、第２条に定める第三者、又は第４条に定める実施者が秘密情報を開示、漏洩するなど本契約に違反し又は法令に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

（契約違反の場合の違約金等）

第１０条　乙、第２条に定める第三者、又は第４条に定める実施者が秘密情報を開示、漏洩するなど本契約に違反し又は法令に違反した場合には、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、次項の損害賠償請求に加え、乙は、本契約の全期間を通じて乙が現実に受領する契約金額（乙が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量を基礎として算定する金額をいう。）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、甲がこれに対応するために要した費用《甲の従業員又は甲が指定する第三者の人件費、実費、その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる

費用、並びに支給済みの契約金額等を含むが、これに限られない。）について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

（残存条項）

第１１条　本特記事項第２条、第４条ないし第６条、第８条及び第１０条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

２　個人情報に関する事項

（目的）

第１条　本特記事項は、日本国個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号・以下「個人情報保護法」という。）、日本国個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）その他、日本国個人情報の保護に関する法令、規則、ガイドライン及び指針等（以下、併せ「個人情報保護法令等」という。なお、他の国、国家連合又は地域における情報保護に関する法令、規則、指令及びガイドラインが日本国よりも厳格な規制を要求しており、これが本契約において域外適用されるべき場合には、当該法令、規則、指令及びガイドライン等を含む。本特記事項において、以下同じ。）を遵守し、本契約の履行における個人情報の適正な取扱いを確保することにより、個人情報によって識別される本人（以下「本人」という。）の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　本特記事項において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録《電磁的方式〔電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。〕で作られる記録をいう。以下同じ。》に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項《個人識別符号を除く。》をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二　個人識別符号が含まれるもの

２　前項第二号の「個人識別符号」とは、個人情報保護法第２条第２項に定めるものをいう。

３　本特記事項において、「保有個人情報」の定義は、個人情報保護法第６０条第

１項の定めに従うものとする。

（管理責任）

第３条　乙は、個人情報保護法令等及び本特記事項に基づき、本契約の履行に関し受領する個人情報を適切に管理する能力を有することを表明し保証する。

２　乙は、本契約に関する個人情報保護の責任と権限を持つ者（以下「個人情報保護管理者」という。）として乙の代表者を任命し、必要な監督を行わせるものとする。

３　乙は、個人情報の適正な取扱いの確保のため、所属者（実施者を含むがこれに限られない。）等に対して必要な教育研修を実施することとする。

４　乙は、個人情報について管理台帳等を整備し、個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況を正確に記録するものとする。

５　乙は、個人情報を、その所属者であり、本契約を履行させる実施者に限り、第２項に定める個人情報保護管理者の監督の下で使用させることとする。

６　乙は、個人情報保護管理者及び実施者の個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況の検査に関する事項等、必要な事項について甲に対し書面で報告するものとする。

７　乙は、個人情報保護法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づき、甲から個人情報の提供を受けるときは、安全確保の措置を講じるとともに、甲との間で、乙における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

８　前項の場合、甲は、個人情報の提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録のうえ、乙に対し改善を要求することができるものとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

（取得の範囲と手段）

第４条　乙は、個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定のうえ、通知若しくは公表し、又は、これを明示し、本人の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

（正確性の確保）

第５条　乙は、取得した個人情報は、利用目的に応じて、必要な範囲で正確かつ最新の状態を保つように努めなければならない。

（情報の安全管理）

第６条　乙は、本契約の履行に関する個人情報の安全管理に関し、個人情報保護法令等

及び甲の支給するマニュアルの記載内容、甲の指定する研修の受講内容その他、安全管理に関する甲の指示において求められる適切なセキュリティレベルを確保するために、技術面、組織面において合理的な安全対策を講じるものとする。

２　乙は、甲の保有個人情報（従前から甲が保有する個人情報のみならず、本契約の履行によって乙が取得した個人情報を含む。）の取扱いに関して、個人情報保護規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第５０号）第２章第３節の規定を遵守するものとする（なお、同規程自体は甲を適用対象とするものであるが、乙もこれに準じて遵守するものとし、本条において、以下、同じ。）。

３　保有個人情報をサーバ、ＰＣ、スマートフォンその他の情報システム上で取り扱う場合には、当該情報システムに関し、個人情報保護規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第５０号）第２章第５節の規定を遵守するものとする。

４　保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域及び施設に関し、個人情報保護規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第５０号）第２章第６節の規定を遵守するものとする。

５　個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成２６年法律第１０４号）第２６条第１項第２号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保すること。

６　個人情報以外の秘密情報の安全管理に関しては、本条の規定における「個人情報」との文言、及び「保有個人情報」との文言を「秘密情報」と読み替えたうえ、これを同様に適用するものとする。

（第三者提供の制限）

第７条　乙は、秘密保持に関する特記事項第２条に定める甲の承諾があった場合であっても、保有個人情報を第三者提供する場合には、個人情報保護法令等に基づく要件、手続を遵守するものとする。

（その他の個人情報保護法令等の義務の遵守）

第８条　乙は、本特記事項に定めるほか、個人情報保護法令等及び甲の支給するマニュアルの記載内容、甲の指定する研修の受講内容その他、安全管理に関する甲の指示に基づく義務についても、適切にこれを遵守するものとする。

（適用関係）

第９条　本特記事項の定めに抵触しない限り、「１．秘密保持に関する事項」の全ての規定は、個人情報についても適用されるものとする。

３　談合等の不正行為に関する事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条若しくは第６条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条第１項の規定若しくは独占禁止法第８条の２第１項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定若しくは独占禁止法第８条の３の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項、第７条の７第３項又は第８条の３の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　本契約に関し、乙（乙の代表者、実施者又は乙の他の所属者を含む。）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条、又は独占禁止法第８９条第１項、第９０条第１号、若しくは第９５条第１項第１号、第４号、第２項第１号、第４号に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為にかかる通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

二　独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第７条の４第７項、第７条の７第３項又は第８条の３の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為の場合の違約金等）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、次項の損害賠償請求に加え、乙は、本契

約の全期間を通じて乙が現実に受領する契約金額（乙が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量を基礎として算定する金額をいう。）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、甲がこれに対応するために要した費用《甲の従業員又は甲が指定する第三者の人件費、実費、その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの契約金額等を含むが、これに限られない。）について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

３　本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

４　反社会的勢力の排除に関する事項

（反社会的勢力の定義）

第１条　本特記事項において、反社会的勢力とは、現在、次の各号の一に該当する者、又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から５年間を経過しない者をいうものとする。

一　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定義される暴力団及びその関係団体

二　前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員

三　暴力団準構成員

四　暴力団関連企業

五　「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人

六　前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人

七　その他、前各号に準ずる者

（表明及び保証）

第２条　乙は、甲に対し、次の各号について表明し、保証する。

一　反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。

二　親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

三　反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、又は

再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。

四　反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。

五　反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有しないこと。

六　反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。

七　自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

ホ　前各号に準ずる行為

八　その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

（反社会的勢力関与の場合の契約の解除）

第３条　甲は、乙が前条の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

（反社会的勢力関与の場合の違約金等）

第４条　乙が第２条の規定に違反した場合には、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、次項の損害賠償請求に加え、乙は、本契約の全期間を通じて乙が現実に受領する契約金額（乙が現実に受領する金額が確定できない場合には、予定数量を基礎として算定する金額をいう。）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、甲がこれに対応するために要した費用《甲の従業員又は甲が指定する第三者の人件費、実費、その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの契約金額等を含むが、これに限られない。）について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

３　本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

以上